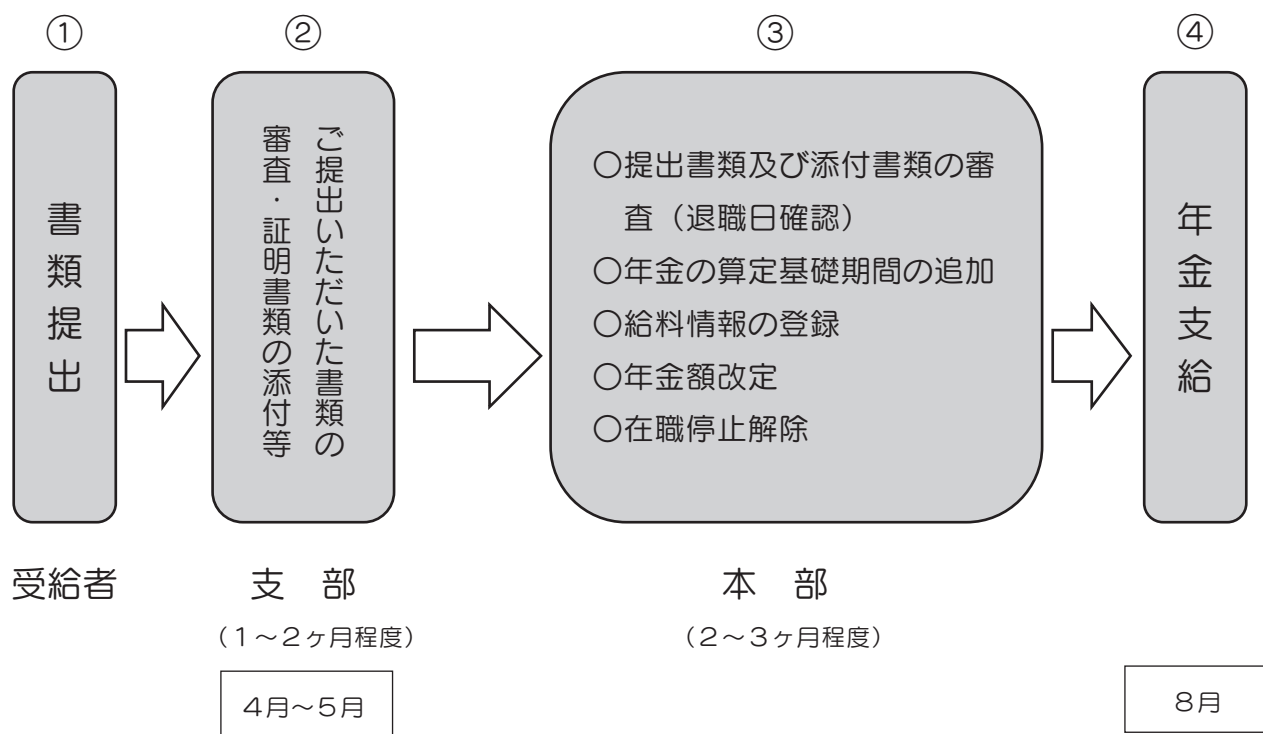


3月末に退職される年金受給者の方へ

公立学校共済組合

3月末に退職される方の公立学校共済組合の年金（老齢厚生年金・退職共済年金）は、現在在職中のため、支給を停止しておりますが、ご退職後に年金の改定手続きを行います。その内容は、退職日を確認し、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、その期間の給料情報を登録して年金額の改定を行い、その上で年金の在職停止を解除する処理を行うものです。

※在職停止…年金受給者が組合員（在職者）である間は、年金の一部又は全額が支給停止となります。



上記②の手続きは、3月末のご退職後から開始し、④につきましては、8月を予定しております。したがって、6月の定期支給期（4月・5月分）におきましては、在職停止が解除されていない状態となります（送付される「年金支払通知書」には、「在職停止」という文言が印字されます。）。

退職による改定に伴い、4月・5月分の年金に差額が発生することとなりますが、この差額につきましては、8月中にお支払いできる予定です（ご退職後にお勤めされて被用者年金制度に加入された方は、引き続き在職停止がかかります。）。

ご迷惑をお掛けしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

退職後の再就職に伴う年金の支給停止について

退職後に就職して、就職先で次のいずれかに当てはまる場合は、年金を含めた収入月額が基準額を超えたときに、その超えた額の半分の支給停止となります。

- (1) 厚生年金保険の被保険者になった方（公務員、民間企業や私立学校にお勤めの方等）
- (2) 国会議員・地方議会議員になった方
- (3) 70歳以上で厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方



1 年金の支給停止額の計算方法

$$\text{支給停止額（月額）} = \{(\text{①賃金の月額} + \text{②年金の月額}) - \text{③基準額}\} \times 1 / 2$$

- ①賃金の月額…再就職先で決定される標準報酬月額＋（過去1年間の賞与額×1/12）の額
- ②年金の月額…1月分の年金額（経過的職域加算額・加給年金額を除く）
- ③基準額…令和6年度は月額50万円/令和5年度は月額48万円

2 支給停止される期間

厚生年金保険の被保険者等になった翌月分の年金から、退職して厚生年金保険の被保険者等でなくなった月分までの年金が、支給停止の対象期間となります。

年金の支給停止額の計算は、定期支給期ごとに最新の収入月額に基づいて行いますが、情報交換に時間を要するため、情報提供を受ける時期により、年金の支給停止額の計算がされずに過払いが発生し、後日精算処理（返納）が生じる場合がありますので、ご承知願います。

なお、情報交換により処理を行うため、ご本人から当共済組合へ直接提出していただく書類はありません。

失業給付（基本手当）の受給に伴う年金の支給停止について

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金を受給されている方が、雇用保険が適用される再任用常勤や民間会社などで勤務し、退職後に失業給付（基本手当）を受けることとなった場合は、失業給付（基本手当）の額にかかわらず、年金の支給が停止されます（経過的職域加算額及び職域相当部分の額は除く）。そのため、公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込みをする前に、失業給付（基本手当）の額を確認し、受給している年金の額と比較してから、どちらを受給するかお決めいただくことをお勧めします。退職後、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをした際は、当共済組合本部へ届出を行ってください。

なお、この届出が遅れますと、既にお受け取りになられた年金をさかのぼってお返しいただくこととなります。

《提出書類》

厚生年金受給権者支給停止事由該当届

障害者特例請求について

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が退職（厚生年金等の被保険者でないこと）し、障害等級3級以上の障害状態にある場合は、障害者特例請求を行うことで、定額部分も合わせた特別支給の老齢厚生年金が受給できます。また、加給年金額対象配偶者がいるときは加給年金額が加算されます。

※障害厚生年金の受給要件とは異なり、組合員である間に初診日のある傷病に限りません。